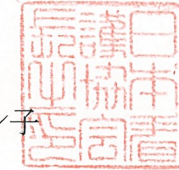


平成31年4月15日

文部科学省  
初等中等教育局長 永山 賀久殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井トシ子



## 2020年度予算・政策に関する要望書

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする児童生徒数が増加し、学校における体制整備が求められているところです。全国特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児・児童生徒等数ならびに人工呼吸器を使用する児童数は増加しています。

こうしたことを背景に、学校において医療的ケアを提供する看護師の役割・責務は重くなっているが、その位置づけ・身分の補償は十分とは言えず、学校における医療的ケアを実施する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができるよう、看護師数の確保にむけた体制整備が急務となっています。

つきましては、2020年度予算案等の編成および施策の推進にあたって、次の事項について実現を図られますよう、強く要望いたします。

### 重点要望事項

○学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備

# 要望

## 学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備

- 1) 医療的ケアを提供する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができるよう、看護師数の確保を図られたい
- 2) 特別支援学校等において安全に医療的ケアを実施するためのガイドライン作成の予算措置を図られたい

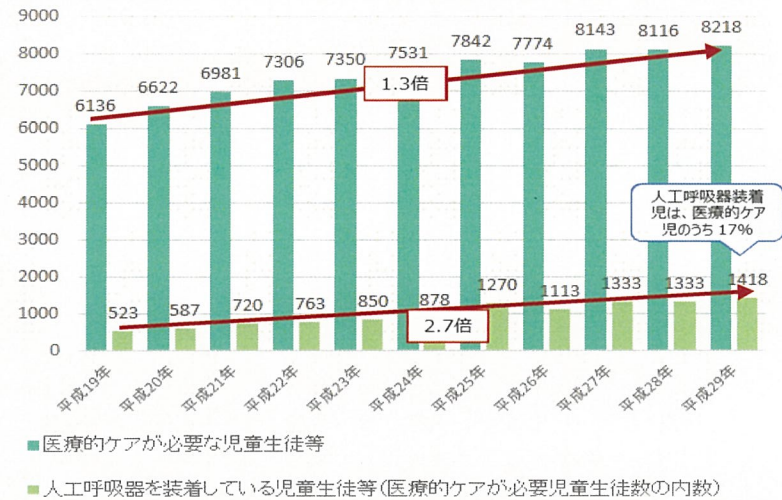
### 1) 医療的ケアを提供する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができる看護師数の確保

- 全国特別支援学校における医療的ケア児は、この10年間で1.3倍、人工呼吸器を装着している児については2.7倍に増加している。
- 学校で医療的ケアを実施する看護師数は増加しているが、1学校あたりにおける看護師数は少ない。
- 学校で医療的ケアを安全に実施するためには、看護師が複数配置され、継続的に働き続けられる体制が必要である。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍している特別支援学校および公立小学校・中学校全てに看護師が配置される必要がある。
- 2019年度は「医療的ケア児のための看護師配置事業」として2018年度から300人増の1800人の看護師確保が図られているが、今後も増加すると推測される医療的ケア児に対応するためにはさらなる看護師確保対策が必要である。

### 2) 医療的ケア児のガイドラインの作成

- 医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校等の特別支援学校以外にも在籍し、そのケア内容については、人工呼吸器の管理等、特定行為以外の医療的ケアを要する等、高度化・複雑化している。
- 安全な環境で医療的ケアを実施するためには、標準的な手順の整理が必要である。

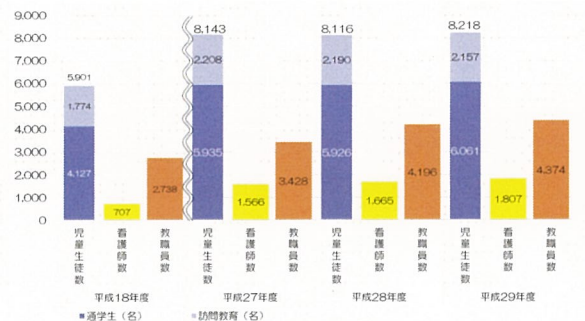
全国特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒等数



文部科学省調査「特別支援学校に関する調査結果」の結果を引用して、日本看護協会が作成

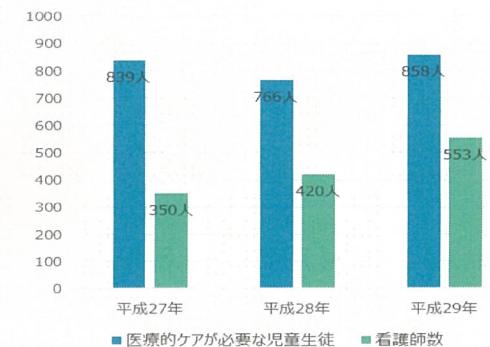
公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒在籍数と看護師数

対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校（幼稚園～高等部））



（注）教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。平成27年度は9月1日現在、平成28、29年度は年度中に医療的ケアを実施する教職員の数（予定を含む）。

公立小学校・中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒在籍数と看護師数



文部科学省調査「特別支援学校に関する調査結果」の結果を引用して、日本看護協会が作成  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm)